

京情審答申第64号
平成19年12月26日

京都府知事
山 田 啓 二 様

京都府情報公開審査会
会 長 山 本 克 巳

公文書部分公開決定に係る第三者からの異議申立てに対する
決定について（答申）

平成19年7月27日付け9医第439号で諮問のあった事案について、次のと
おり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年5月9日、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「京都市〇〇内〇〇病院の平成16年度、17年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 平成19年5月15日、実施機関は、上記請求に対して「医療法人〇〇病院に係る平成16年度及び平成17年度の貸借対照表、損益計算書」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、条例第11条第2項の規定により、公開決定等をする期間の延長を行なうとともに、本件公文書に異議申立人に関する情報が記録されていることから、同人に対し、条例第14条第1項の規定により意見照会を行った。
- 3 平成19年5月30日、異議申立人は、実施機関の当該照会に対し、本件公文書の公開については支障がある旨の意見書を提出した。
- 4 平成19年6月11日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、本件公文書の公開請求者及び異議申立人に通知した。
- 5 平成19年6月26日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行うとともに、同法第48条において準用する第34条の規定により、執行停止の申立てを行った。
- 6 平成19年7月27日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書において述べている主張を総合する

と、おおむね次のとおりである。

1 条例第6条第3号該当性について

本件処分により公開となる異議申立人の経理内容（以下「本件情報」という。）は、流動資産及び固定資産並びに資産合計及び負債合計の各金額等というものである。

異議申立人は、債権者との間で、医薬品の買掛金についての分割払交渉をしているが、債権者が、本件処分によって異議申立人に多額の負債があることを知ったときは、医薬品の納入を即時に止めることが十分に考えられる。このことによって異議申立人は病院経営上回復しがたい重大な損害を与えられることになるので、条例第6条第3号に規定する法人の正当な利益を害するおそれが明らかであり、異議申立人に具体的に経営上の不利益があることが明らかである。

実施機関は、貸借対照表、損益計算書には、資産の総額の転記元となる金額が記載されているが、その金額のみでは、当該医療法人の経営上の秘密やノウハウが具体的に明らかになる情報とはいえないと判断している。しかし、貸借対照表、損益計算書の資産総額の転記元の合計金額であっても、経営上の秘密あるいはノウハウに属する情報の概要を情報として得ることが可能であるから、それらは経営上の秘密あるいはノウハウに属する情報に該当する。

2 医療法人の決算情報の公表に係る医療法上の公開について

医療法（昭和23年法律第205号）については、平成18年6月21日付けで公布された、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、一部改正が行われたところであるが、実施機関は、改正後の医療法（以下「新法」という。改正前の医療法を以下「旧法」という。）第51条の2において、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を事務所に備えておき、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないと規定していると主張するが、医療法人が事業報告書等を閲覧に供しなければならないのは、債権者等に限定されているのであるから、広く第三者に情報公開することはできないというべきである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 医療法人の貸借対照表及び損益計算書について

本件公文書は、旧法第51条第1項及び旧法施行規則第33条の規定により、医療法人が都道府県知事に提出すべき文書として定められている決算書類等のうちの貸借対照表及び損益計算書であり、経過措置により旧法に基づき取り扱われる。

その内容として、貸借対照表には、当該医療法人の資産勘定として流動資産、固定資産及び資産合計の金額が、負債勘定として流動負債、固定負債及び負債合計の金額が、純資産勘定として純資産額、純資産合計の金額及び負債・純資産合計の金額が記載されている。

損益計算書には、当該医療法人の損益として、医業収益、医業外収益、臨時収益、医業費用、医業利益、医業外費用、経常利益、臨時費用、税引前当期純利益の金額が記載されている。

通常、貸借対照表における純資産額の大きさからは医療法人の赤字耐久力が、負債・純資産合計と純資産合計の割合（自己資本比率）からは財務の安全性が、流動資産と流動負債の割合（流動比率）からは支払能力の概要が、把握できるとされている。

2 医療法人について

医療法人は、医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、資金の集積を容易にし、医療施設の経営に永続性を付与し、個人による医療施設経営の困難さを緩和する制度として、昭和25年の医療法改正により導入されたものであり、医療法を根拠に設立される法人である。

その運営については、医業の公益性と非営利性を確保するため、各種の制約が課せられているところであり、医療法第54条により剰余金の配当が禁止され、医療法第42条により本来の医療施設の運営以外に行うことのできる附帯事業が限定されている。

さらに、医療法第41条の規定により、その業務を行うに必要な資産を有しなければならないこととされている。

3 条例第6条第3号該当性について

医療法人の決算書類に係る情報公開に関しては、平成18年10月19日付け京情審答申第59号による審査会の答申（経営上の秘密やノウハウが具体的に明らかになる情報については非公開にしている。その他の情報については、法人の正当な利益を害するおそれがあるものではない）を尊重し、異議申立てを棄却した事例がある。

本件についても、実施機関としては、上記事例とともに条例の基本理念、医療法人に関する医療法上の規定や解釈等を踏まえ、医療法人

制度が、公益性を有する非営利法人として地域社会から信頼されるものであるためにも、経営上の秘密やノウハウに属するような情報、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのない項目については、公開することとした。

本件公文書においては、資産の総額の転記元となる金額を公開としているが、その金額からは、当該医療法人の経営上の秘密やノウハウに属するような情報は得られず、金額を公にすることにより当該医療法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと判断したため、公開することとした。

4 医療法人の決算情報の公開に係る新法上の扱い

新法第51条の2において、医療法人は、事業報告書等を事務所に備えておき、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないと規定している。

さらに、新法第52条第2項においては、都道府県知事は、事業報告書等について請求があった場合、これを閲覧に供しなければならないとし、原則公開である旨規定している。異議申立人は、新法第51条の2において、医療法人が事業報告書等を閲覧に供しなければならないのは、債権者等に限られ、広く第三者に情報公開することはできないというべきである旨主張するが、本件公文書が、旧法に基づき届出された書類であり、旧法第52条では、都道府県知事に閲覧を求めていなかったことを考慮しても、医療法改正の趣旨を尊重すれば、公開が拒絶されるものではないと考える。

5 結論

以上に述べたとおり、実施機関としては、条例制定の理念を尊重し、制度の的確な運営に当たっており、本件異議申立てについては、「実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。」との答申を求める。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上

に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

異議申立人は、本件情報が、条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当すると主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、旧法第51条第1項及び旧法施行規則第33条の規定により、実施機関が、医療法人である異議申立人から提出を受けた平成16、17年度の貸借対照表及び損益計算書である。

実施機関がそれらの提出を求めている趣旨は、医療法人の非営利法人としての公益性を確保するため適正な運営がされているか監督権者として指導監督することにある。

(2) 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

(3) 条例第6条第3号該当性について

本件公文書は、当該医療法人の経理内容を記載した文書であり、当該医療法人の内部管理情報を記録したものであるが、医療法人の経理内容に関する情報であるからといって、そのすべてが条例第6条第3号に規定する法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認めら

れるものではなく、客観的に見て当該医療法人の経営上の秘密やノウハウが具体的に明らかになる情報についてのみ、非公開とすべきである。

本件処分においては、貸借対照表及び損益計算書に記載された個別の内訳金額の情報は非公開とされており、本件情報は、大科目ごとの総額及びその合計金額の部分に限られている。このように中科目以下が除外され限定された情報が公にされたとしても、客観的に見て、当該医療法人の経営上の秘密やノウハウが具体的に明らかになるものとは認められず、異議申立人にとっての競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

なお、異議申立人は、新法第51条の2第1項は、医療法人の債権者等に限って事業報告書等の閲覧を認めているものであり、本件情報を広く第三者に情報公開することはできない旨主張する。しかし、この規定はあくまで、医療法人が、その債権者の利益保護のために、自らが行わなければならない事業報告書等の開示について規定したものであって、実施機関が、旧法及び旧法施行規則に基づき提出を受けた事業報告書等について、条例に基づき公開・非公開を判断することを禁止するものではない。また、同様のことは旧法第52条第2項との関係でも述べることができる。

したがって、異議申立人の主張は認められない。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、本件情報は、条例第6条第3号には該当しない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 7月27日	諮問書の受理
平成19年 9月21日	実施機関の理由説明書の受理
平成19年10月12日	異議申立人の意見書の受理
平成19年10月22日	第1回審査会
平成19年11月26日	第2回審査会
平成19年12月26日	答 申